資料3

| No. | 意見   | 計画への反映等  |  |
|-----|--|--|--|
| 【重  | 【重点的な取組】などに関する意見 素案資料11~14頁  |  |  |
| 1   | 取組の文言はきめ細かく網羅されていると思う。   |  |  |
| 2   | 【素案 11~14頁】<br>ページ下方の施策は空欄だが今後どのように埋められていくのか。                                | 基本方針に基づく施策の方向(基本的施策の展開)から、今後の取組及び<br>具体的な施策・事業を事務局で整理し、重点的な取組に関連する具体的な施<br>策・事業を紐づけて記載する。                                |  |
| 3   | 【素案 14頁 2段落1・2行目】<br>「さらに、子どもが健やかに~」の文中「継続的に見守り、支える環境を整備する」は、具体的にどこの機関が担うのか。 | 現行の計画では、「母子保健と保育、子育て支援の連携強化」として、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター、健康課が、子育ての相談、母子保健と保育の連携、乳児家庭全戸訪問事業などにより取り組んでおり、今後も見守り、環境の整備を進めていく。 |  |

## 【素案 13頁上部】

「親が親として目覚め・・・」について、親の定義、理屈では分かってい「者をいう。」とされている。 るつもりだが、何が正しい親なんだろうと思っている方は多いのでは?と思 **┃**う。親という言葉の捉え方がそれぞれ違うので、場合によっては「子どもが ┃ランが策定されたときには、より広く捉えられる「親」という言葉を基本理 主体的に生きる権利」を奪い、管理、押し付ける、が裏に潜んでいるのでは「念、基本方針に用いたと考えられる。「親」を正しく定義付けるのは非常に ないかと懸念している。(親三子どもを管理・支配と無意識で思っている方 | 難しいが、「親としての目覚め」は、子どもを育てるものとして求められる 向けに)

|表現としては、あくまでも子どもを保護する「保護者」、や養い育てる「養 |ることも含まれる。 育者」という表現の方があいまいさが減って分かりやすいのではないかと感 じた。

「親」という表現は、基本理念・基本方針から引用されている。現行計画 の用語解説では、「子育てをしているすべての人を指す。」としている。

「保護者」は子ども・子育て支援法や児童福祉法でも定義されている言葉 で、「親権を行う者、未成年後見人その他のもので、子どもを現に監護する

計画内では「親」と「保護者」が混在して記載されているが、ワイワイプ 資質を身につけるということだと解釈でき、それは、子どもの権利を尊重す。

「親=子どもを管理・支配」と無意識で思っている方と同様に、「保護者 =子どもを管理·支配」と思う方がいないとも限らないのが言葉の定義の難 しさである。

審議会の意見を聞いてみたいと思う。また、全体をとおして、「親」「保 護者」の言葉を使用することについて、再確認する。

### (補足) 保護者とは・・・

【子ども・子育て支援法】

(定義)

# 第六条

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

### 【児童福祉法】

「保護者]

|第六条||この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う 者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

|に規定がある。「児童を現に監護する者|

親とは・・・

|現行計画の用語解説(98頁)では、「子育てをしているすべての人を指す。」とされている。

# 【素案 13頁 1段落1行目】 「家族の皆が協力し~」について、もはや子育ては家族つまり親だけがするものではないと思う。「家族や地域が連携して協力し」育てるもの、ではないか。 【素案 13頁 2段落2行目】 「父親・母親双方への意識改革」について、何となく上から目線という感じがする。この文章にこの文言は必要か。

もとは「夫婦どちらかに過度な負担がかからないよう、協力して行うものですが〜」という文章を「家族の皆が協力して行うものですが〜」としている。子育て支援ニーズ調査の調査票を作成したとき、以前(H25年度)は母親と父親の子育てへの関わりについて問うた設問を家庭の中で誰が子育てに関わっているか否かを問う設問に変更しいる。その観点から表現を変更している。

子育てに地域の連携が必要なことはご指摘のとおりであり、この点を追加することがメッセージにもなると考え、以下のとおり修正する。

「(夫婦をはじめ)家族や地域が協力し~」

※() 内は他の意見による修正部分

「父親・母親双方への意識改革」については、男女平等参画推進計画でも述べられる固定的な性別役割分担意識が課題となっていることから、核家族化が進む現代の家庭環境の中で母親・父親が協力しながら子育てをしていくという意識をもってもらえるようにという内容である。以下のとおり修正する。

「父親と母親それぞれへ意識啓発を進めていきます。」

※併せて素案34頁4段落4行目 「意識改革を図る~」→「意識啓発を進めていく ~」に修正する。

### 【素案 13頁 2段落6行目】

「必要な人に必要な情報が行き届く」の部分は、 「必要な人に必要な情報やサービスが行き届く」の方がよいと思う。

情報は知っていても、知っているとできる(行動する)は全く違う。情報 な取組④で記載している。 提供にとどまらない、親の責任だけに押し付けずに、地域全体で支援することを明記したほうが良いと思う。

必要な(希望する)サービスの提供やその周知や啓発については、重点的な取組④で記載している。

| 7 | 【素案 14頁上部】 「社会全体で支えられるよう、安心・安全な環境を整備し〜」について、この文面だとハード面のみに特化しているように思える。「心理的安全」も確保できるような文面にしたほうが何かと安心に思う。   | 環境の整備には、ソフト面での環境づくり(相談等の支援の充実、部署間の連携等)も含まれる。また、子どもたちの育ちを社会全体で支えられるように安心できる環境を整えるということなので、心理的安全の面も読み取れる内容であると考える。  【修正案】 「~すべての子どもたちが安心して育つことができるよう、また社会全体で子どもの育ちを支えられるよう、安心・安全な環境を整えていきます。」   |
|---|---|---|
| 8 | 【素案 14頁 タイトル部】 「市民参加型」と記述しているため、例えば市民主体のサークル活動の強化を取組に入れると、主体的な大人を間近で見ながら育つ子どもへの影響も大きいと思う。   | 子育ち・子育てに地域の協力が望まれることについては、基本理念1、4に記載があり、基本方針全体に関連している。現行計画では、基本的な施策の展開3-2の部分で子育て団体への支援について言及している。  主体的なおとなを間近で見ながら育つ子どもへの影響というものは、大きな視点であると思う。重点的な取組②については、子どもが家族以外の地域のおとなとの関わりが少なくなっているという記載があり、ここと紐づけて記載する。  【修正案】12頁 重点的な取組② 「〜経済的な自立を支援することや、地域活動やボランティア活動を行う他者とのふれあい、子育てサークルや団体で主体的に活動するおとなとの関わりを通し、地域一体となって〜」 |
| 9 | 母子家庭で、幼少期は裕福ではなかったという方から話を聞いた。いつも忙しそうな母に気遣い生活していた。あの頃に、親以外の第三者の大人と関わることができれば、自分の将来の選択肢も変わっていたかもしれない。もっと寄り添ってくれる人がいれば、自分自身ももっと早く主体的に生きることができたかもしれない。<br>今は自分軸で生きるために様々な勉強をして取り戻している状態とのこと。 | ひとり親家庭への支援は、児童扶養手当、児童育成手当、医療費助成、就業支援、ホームへルパー派遣等の支援サービスが展開されている。子どもが安心して過ごすことができ、第三者との関わりが持てるような居場所づくりなどについて施策・事業を進めていく。   |

|    | 【素案 11頁】<br>子どもたちが自己肯定感を培うことにあたり、幼い頃から自己決定をさせることが大切だと考える。大人から様々な情報(選択肢)を与えてもらい、自己決定をさせると、良い方に転がっても、悪い方へ転がっても自己責任、自己肯定感を培えると思う。  | 自己決定のための情報(選択肢)を与えられることで、積極的な参加が図られ、結果として自己形成が図られるということで、以下の文章を追記する。  【修正案】素案 11頁 2 段落 2・3 行目 「~子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合い、必要な情報を受け取りながら、子どもたち自身の積極的な参加・参画を通して、~」  |
|----|---|---|
|    | 【   | 「〜家族の皆が協力して〜」の部分は、もとは「夫婦どちらかに過度な負担がかからないよう、協力して行うものですが〜」という文章であった。子育て支援ニーズ調査の調査票を作成したとき、以前(H25年度)は母親と父親の子育てへの関わりについて問うた設問を家庭の中で誰が子育てに関わっているか否かを問う設問に変更しているため、表現を変更している。「夫婦円満」であることも子どもにとっての安心につながることと思う。家族に夫婦が含まれることを強調し、以下のとおり修正する。 【修正案】13頁 1段落1行目「夫婦をはじめ家族(や地域)が協力して〜」※()内は他の意見による修正部分 |
| 12 | 【素案 14頁】 0~2歳児において入所出来ない子どもがいる他に、就学前まで預かる設定をしている認証保育所から認可園への途中転園は難しい。(加点数が少ない為)3~5歳児クラスは、大勢子どものいる認可園を希望する保護者が大半である。 保育園の拡充を図るとともに、認証から希望認可転園への受け入れがスムーズにいくようにご尽力いただきたい。 | 保育施設の整備に関するご意見と保育所の入所選考基準に関するご意見で<br>あると思う。今後の施策を進めるうえで参考とする。   |

| 【基本 | 【基本的施策の展開】などに関する意見 素案資料21~50頁  |  |  |
|-----|--|--|--|
|     | 今回の見直しでは、子ども条例が制定されたことがすべてを貫く柱になっているので、そのニュアンスがもっと前面に出てくると良いと思う。例えば、基本方針の文言を変えることはできるか。  | 文言を変えることはできる。今回は10年計画の中間見直しであるため、基本理念と基本方針は引き継いでいく。子ども条例は見直しの視点の中でも基本理念・方針に影響を与えるものであり、その内容については、素案の中に溶け込ませている。(素案3・4頁 基本理念1・4、素案5・6頁 基本方針1・4)                     |  |
|     | ワイワイプランは誰を対象に見せることを想定しているのか。市民全員が<br>この計画について把握して子どもをサポートしていかなければならないので<br>はないか。   | (事務局)市民の方々に広く見ていただきたい。<br>(部会長)計画は、行政が様々な事業を実施していくうえでの根拠となるもの。だからこそ、細かな記載の有無が大切だと考える。市職員以外は必要な人が読めるように整えてあればいい。一方、「条例」は市民が把握しなければならない。意見に対応する内容は、子ども条例の普及啓発であると思う。 |  |
|     | 【素案 21頁 5段落】<br>子どもたちが困ったときに相談できる施設や場所があるということについて、もっと情報を発信するとともに、認知させる機会があるといいと思う。<br>教育相談のカウンセリングについて授業の中で取り上げるとか、子ども家庭<br>支援センターの見学会などが考えられる。 | 以下のとおり情報発信について記述する。<br>【修正案】素案 21頁 6 段落 7 行目<br>「子どもたち自身が、支援や救済、保護、回復を求められる体制を強化・<br>周知していくことが必要となっています。」<br>※具体的な取組方法については、いただいたアイデアを担当部署にも伝えていく。                 |  |
|     | 【素案 24頁 4段落】<br>子どもに関わる市の重要なことについて、内容がイメージできないから親<br>やおとなに決めてほしいと回答する子が多いのではないか。物事の内容をき<br>ちんと伝えてイメージできれば、子どもが主体性をもっと発揮できるのでは<br>ないか。            | ※No. 10の意見と類似<br>重点的な取組①に記載。あわせて以下のとおり修正する。<br>【修正案】素案24頁 5段落1行目<br>「今後も、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合い、必要な情報を受け取りながら、子どもたち自身が参加し、~」                                    |  |
|     | 【素案 27頁】<br>卒園、卒所、卒業したOB・OGが気軽に立ち寄れる仕組みがあれば、子どもの居場所のひとつになるのではないか。  | 今後の取組の参考とする。   |  |

|    | 【素案 34頁 3段落】<br>子育てに参加しない人の理由の1割(就学前児童は2%)が「子育てに関心がないため」となっている。また、「育児はおもに母親がするものと思っている」ということも記載があった。「仕事が忙しい」の裏側にはこのような考え方が潜んでいて、父親が子育てに関わらない原因なのではないか。   | データの読み解き方についての視点と受けとめた。真に仕事が繁忙で対応できないこともあると思うが、それは、職場のワーク・ライフ・バランスに関することとつながりがある。また、指摘のとおり、意見の裏側に「子育てに関心がない」ことや固定的な性別役割分担意識が潜んでいるということもあると考える。<br>34頁4段落目に記載し推進する。                                      |
|----|--|---|
|    | 【素案 77頁】<br>市の地図を載せる場合は、現在の4つの区域がわかるようにしてはどうか。   | 第2次総合計画(後期基本計画)では、圏域の再構築の検討について述べている。今後、圏域の考え方が変更になる可能性があることを鑑み、4圏域の掲載については控える。   |
| 20 | 父親と母親の問題をわけて考えている傾向がある。家族としてとらえる視点が欠けているのではないだろうか。子どもの権利の尊重を考えるうえでも、家族という視点に立った文言などがあってもいいのではないかと考える。  | 基本理念3では男女共同の子育てを掲げており、女性の社会進出や根強い固定的な性別役割分担意識によるところから、男女協力して子育ての楽しさも含めて共有していくことを記載している。ただし、No.5、No.11の意見・対応でも記載があるとおり、子育て支援ニーズ調査では「男女」でなく「家族」としての視点を入れた調査とし、重点的な取組においてもその考えを反映している。                     |
| 21 | 西東京市では、すべての子ども・若者の健やかな育成を目指していると思っている。子ども条例については、すでに学校などでは冊子が配布されているので知られるようにはなってきているが、条例の内容について、どのくらいの理解が進んでいるのか確認が必要と考える。また、これからの5年間について、この子ども条例を誰が子どもたちに知らせていくのかということについては、明確にしていくことも重要と思う。 | 今回、子どもアンケートでは、子ども条例の認知度について「①知らない・きいたことがない、②きいたことはある、③だいたい知っている」の3段階で聞いている。このような方法で理解の進み方を確認していくとともに、条例の普及啓発について、以下のとおり計画に記載する。  【修正案】素案21頁 6段落6・7行目 「~互いに尊重されるべき権利の主体として認識できるよう、子ども条例を含め周知啓発を図るとともに、~」 |
| 22 | ワイワイプランの内容については、どれもとても良いと感じているが、問題は実践という点にあると考える。  | 計画に記載される内容が実践されるよう、「第3章 計画の推進体制」<br>(素案15~17頁)について規定する。   |

| 43 | 【素案 31頁】 「情報の閲覧や友人等とのコミュニケーションにおいて、ネットの利用が日常的かつ楽しみとなっていることがわかりました。」とあるが、情報提供の手法については年代にあわせた工夫が求められていると思う。子育て世代は市のホームページで情報を獲得していると思う。わかりやすいホームページの掲出方法を検討してほしい。  | 子育て世代の方々に情報が届くよう、今後の取組の参考とする。   |
|----|--|---|
| 24 | 待機児童問題から保育所に入る段階に注目が集まっているが、入所後にも様々な問題が山積している。保護者はとても忙しい状況である。保育所としては、とても寂しい思いでいる子どもの現状を知る機会も多い。大人と子どもが一緒になって参加できる地域のイベントはとても素晴らしいと思うため、小さなかたちでも良いので、作っていけたらと思う。 | 寂しい思いをかかえる子どもが親との時間を過ごせるよう、子育て意識の<br>啓発やワーク・ライフ・バランスに関する取組は引き続き実施しますが、親<br>と一緒に楽しく参加できる行事の実施についても検討していく。<br>現状では計画に位置付けがないが、基本方針4に該当するものと考え、以<br>下のとおり追記する。<br>基本方針4>基本的施策の展開4-1 (素案 40頁 最終段落)<br>「共働き世帯の増加により、親と子ども各々がふれあいを求める状況があ<br>ると考えられます。親子が一緒に楽しく参加できる地域の行事が望まれてい<br>ます。」 |
| 25 | 0~5歳を預かる認証保育所では、3歳まで保育をして、その後、転園されることが多い。子どもを預かるなかで、発達などで気にかけてほしい子どもがおり、転園先との連携も取れればと感じている。専門家の派遣について、計画には記述があるが、これは認可園だけなのだろうか。認証保育所への対応も検討してほしい。               | (事務局)専門家というのは、障害に特化している場合では「こどもの発達センターひいらぎ」を指している。西東京市ではひいらぎを活用してもらい、発達などで気になる子どもについては、対応していく。認証保育所については、独自に専門家の対応をしているところもある。(部会長)保護者が子どもの育ちについて、なかなか認められないケースもあり、難しいこともある。小学校に上がる前、異なる保育園・幼稚園をまたぐケースもあるとのことなので、このことについては、引き続き丁寧に見ていく必要があると考える。                                  |
|    | 【素案 29頁】<br>子どもの貧困の防止について記載がされている。ワイワイプラン後期計画<br>の中ではどのようなかたちで位置づけがされていくのか。  | (事務局) 基本方針2では直接的な表現をして貧困の連鎖を防止する方法をとりたい。基本方針4では子育て家庭の様々な支援ということもある。<br>(部会長)素案の30頁には「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討とあり、このところでフードドライブ、子ども食堂、無料学習などを位置付けていく必要はあるかもしれない。   |